明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
官庁
中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催関係　一
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
工事完了（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社）、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金変更関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

公　告

諸事項

中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第七条及び同法第七条の二第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成二十九年三月二十九日　国土交通省中部地方整備局長　塚原　浩一

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称　国土交通省中部地方整備局

代表者の氏名　国土交通省中部地方整備局長　塚原　浩一

主たる事務所の所在地　愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番三十六号　ＮＣＰ・フジサワ丸の内ビル四階

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称　中部国際空港沖公有水面埋立事業

対象事業の種類　公有水面の埋立て

対象事業の規模　埋立区域の面積　二百五十ヘクタールから三百五十ヘクタール

三　対象事業が実施されるべき区域

愛知県常滑市セントレア地先公有水面

四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

愛知県常滑市、同県知多市及び同県知多郡美浜町

五　方法書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧の場所及び時間

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番三十六号　ＮＣＰ・フジサワ丸の内ビル一階

国土交通省中部地方整備局　情報公開室　午前九時十五分から午後六時まで

愛知県名古屋市港区築地町二番地

国土交通省中部地方整備局名古屋港湾事務所　午前九時十五分から午後六時まで

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号

愛知県環境部環境活動推進課　午前八時四十五分から午後五時三十分まで

愛知県名古屋市港区港町一番十一号　名古屋港管理組合本庁舎六階

名古屋港情報センター　午前九時から午後五時十五分まで

愛知県常滑市新開町四丁目一番地

常滑市役所　環境経済部　生活環境課　午前八時三十分から午後五時十五分まで

愛知県知多市緑町一番地

知多市役所　環境経済部　環境政策課　午前八時三十分から午後五時十五分まで

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面一〇六番地

美浜町役場　経済環境部　環境保全課　午前八時三十分から午後五時十五分まで

縦覧の期間　平成二十九年三月二十九日から同年四月二十八日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

ホームページによる閲覧　本方法書は、左記のアドレスのホームページで閲覧することができる。

国土交通省中部地方整備局港湾空港部ホームページ

http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/1337/index.html